

平成22年 11月 議会運営委員会

世田谷区議会議会運営委員会会議録第二十九号

平成二十二年十一月九日（火曜日）

場 所 議会運営委員会室

出席委員（十二名）

委員長	菅沼つとむ
副委員長	市川康憲
理事	上島よしもり
理事	下山芳男
理事	諸星養一
理事	すがややすこ
理事	桜井 稔
理事	竹村津絵
理事	小泉たま子
	穴戸のりお
	佐藤弘人
	風間ゆたか

委員外出席者

議長	川上和彦
副議長	高橋昭彦
	羽田圭二
	木下泰之
	あべ力也
	稲垣まさよし

上川あや  
ひうち優子  
青空こうじ

事務局職員

局長	河上二郎
次長	星 正彦
庶務係長	長谷川哲二
議事担当係長	岡本守広
議事担当係長	林 勝久
議事担当係長	渡部弘行
議事担当係長	中潟信彦
調査係長	戸塚 匡

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 区議会だより（No.二二七）の編集発行について
2. 議会制度に関する検討について
3. 次回委員会

◇ ~~~~~ ◇

午前十一時開議

○菅沼 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

-----

○菅沼 委員長 冒頭に傍聴の申し出がございますので、許可することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅沼 委員長 異議なしと認め、さよう決定させていただきます。

それでは、1区議会だより（No. 二二七）の編集発行についてを議題といたします。

本件について、議会広報小委員会委員長より報告を願います。

◎下山 議会広報小委員会委員長 それでは、区議会だより（No. 二二七）、平成二十二年第三回定例会号についてご報告いたします。

お手元の資料1、区議会だより（No. 二二七）の編集発行についてをごらんいただきたいと思います。まず発行概要でございます。発行日は、平成二十二年十一月二十日土曜日、構成は八ページ立てとなります。編集内容ですが、一ページと最終の八ページの一部を使いまして、議決内容、委員会の所属変更、正副委員長の互選結果の報告、請願、閉会中及び会期中の主な会議日程、編集後記を、代表質問は二ページと三ページの一部を、一般質問は三ページの一部と四ページ、五ページをそれぞれ使いまして掲載いたします。二十一年度決算に対する会派等の意見は六ページと七ページの一部に、また平成二十一年度決算のあらましの表とグラフを七ページの下段に掲載いたします。

以上が発行概要でございます。

次に、小委員会での協議の状況でございます。去る十一月二日に一回目の議会広報小委員会が開催されました。ここでは、まず区議会だより（No. 二二七）の編集発行についてが議題とされました。初めに発行日を決定した後、正副委員長案が示され、それを各会派等に提示することとなりました。

次に、お手元の資料2、インターネット議会中継の視聴状況について、事務局からの資料のとおり報告があり、これを確認いたしました。

本日開催されました二回目の小委員会では、社民、みんな、無所属を除く各会派から提出された修正要望をもとに協議を行いました。

そうしてまとめましたものが、お手元の議会広報小委員会（案）でございます。

私からの報告は以上です。

○菅沼 委員長 それでは、お諮りいたします。議会広報小委員会（案）どおり発行することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅沼 委員長 異議なしと認め、議会広報小委員会（案）のとおり発行することに決定いたしました。

-----

○菅沼 委員長 2議会制度に関する検討について、(1)議員定数について、別紙のとおり議会制度研究会における検討結果の報告がありました。ここに副座長がいらっしゃいますので、諸星副座長から説明をよろしくお願いいたします。

◎諸星 副座長 ただいま 菅沼委員長からお話がありました議会制度研究会の検討結果報告ですけれども、意見の一致に至らないため、その検討の経過及び意見の概要について別紙1のとおりご報告をさせていただきます。別紙1をごらんいただきたいと思います。

まず検討の経過につきましては、五回にわたりました議論をさせていただきました。提案の趣旨というのは、そこでございますように、改選を迎えるこの時期に一定の結論を得るべきという提案がございまして、議論を始めさせていただきました。検討内容につきましても、そこに書かれているように、さまざまな視点、大変多くの視点からこの議員定数の考え方、また区民意見を聴取すべきというその必要性について議論が交わされましたが、残念ながら、当研究会ではその合意に至らなかったということでございます。なお、議論の経過においてということで、議会や議員が果たすべき本来の役割、議会の権能を高める方策などを検証した上で議員定数を論じるべきという

意見もあったことを申し添えておきます。

そこで、両論併記ということでまとまらなかったわけですが、その意見の概要についてご報告をいたします。

まず(1)議員定数につきましては、二名削減、五十名とする意見と、現状維持とし、削減すべきではないという二つのご意見がございました。なお、少数会派の方々のご意見も聴取をさせていただきましたので、その意見につきましてもそこに記載のとおりでございます。

さらに、(2)についてでございますが、区民の意見聴取ということについても議論がございまして、必要ないということと、議研の場において区民の意見を聞くべきだというご意見、さらには議会運営委員会で実施についての考え方の結論を出すべきだと、そうしたご意見があったことを申し添えておきます。

○菅沼 委員長 諸星副座長、ありがとうございました。

◎河上 区議会事務局長 本件の取り扱いについてでございますけれども、ただいま副座長からの報告のとおり意見が分かれております。理事会では両論併記という形で議会制度研究会での議論の経緯の報告を受けるという取り扱いとすることとされております。

○菅沼 委員長 ただいまの局長の説明に関して何かご意見がありましたら、お願いします。

◆桜井 委員 私も研究会に出ていまして、詳しい経過を知っております。確かに議員定数につきましては、現状維持から二十六名にしろというところまであって、意見が分かれているのはわかります。

もう一方の区民の意見を聞くということにつきましては、第十五回、一個前の研究会では、この区民の意見を聞くという提案そのものが自民党の会派から出された提案

でありまして、それをほかの会派は、これはいい提案だということで、ぜひ区民の意見を聞いていただきたいと。そこで、研究会で聞くか、議会運営委員会に持ち上げて聞くかということで意見が分かれたわけです。

それで、十六回の最終回の研究会のときに、自民党が突如意見を聞く必要がないということになって、みずからが区民の意見を聞く必要があると、聞くということを提案しておきながら、それを取り下げるような態度に変わるというのは、研究会の経過そのものが実際にそうですよ。そんなことをするなんていうのは本当に無責任きわまりないものだと思うんです。

ですから、第十五回の研究会では、研究会の場所か、議会運営委員会か、どちらかで区民の意見を聞こうというところまで合意ができた。区民の意見を聞くということは合意ができて、それをどこで聞くかというのが問題で分かれていました。ですから、この報告は、内容はこれがそうなんです、区民の意見を聞くということは研究会で一回合意されていますので、ぜひその合意を尊重していただいて、今後進めていただきたいということでございます。

◆木下 委員外議員 私も研究会に出ていまして、この報告ですと、併記して、意見の概要として議員定数についてと区民の意見聴取についてが出ているんですけども、前提となるのが意見聴取についてということで合意はされたんじゃないでしょうか。意見が分かれたのは、初めの自民党さんの提案は研究会でやろうという話で出てきたものですから、皆さんそれでやろうじゃないかという話になったんですが、後でそれを提案者みずからひっくり返してしまった。そういったことで、意見を聞くということは合意されながら、どういう方法でやるかということが上に上がってきたという理解をしております。

ですから、この議員定数については、意見がいろいろ出たことは確かだけれども、

併記するとしたら、まずは意見聴取について併記して、それについての取り扱いをきちっと決めると、そのことが大事なんじゃないでしょうか。

◎諸星 副座長 ただいまお二人の議研にお出になっている委員の方からお話しただきましたけれども、最終的に、ここにありますように、やはり意見聴取についても議論が分かれたということで、私どもは正副座長として、こうしたことについても、この三点の意見として挙げさせていただいたということが実際でございます。

◆木下 委員外議員 今のご報告ですが、意見を聞く必要がないというメンバーはいたんですか。いなかったと思いますが。（「いたよ」と呼ぶ者あり）いたか。

◆あべ 委員外議員 減税世田谷はそのメンバーに入っておりませんでしたので、議運の場ですので、意見等を述べさせていただきます。

まず、今議論になりました区民の方の意見聴取をするという点については、たしか文書で申し入れたと思うんですけれども、議会の制度自体を決めるといった場合に、区民がそれに入っていないということ自体がやっぱりかなり閉鎖的だと思いますし、区民を入れた議会制度のあり方ということを検討すべきだということをお願いさせていただきました。今般こういう形で結論が出てきましたけれども、その中でも、今木下議員と桜井委員から話がありましたけれども、区民の意見をしっかり聞いていただきたいというような意見が出ていたということですから、私のほうもぜひ区民の意見を聴取するような場を、この議運でも結構ですし、しっかり設けていただきたいなということを意見として申し上げておきたいと思います。

◆竹村 委員 私は理事会のメンバーでもありますが、この前段の理事会では、この研究会からの報告を本日はそのまま議運に上げるだけであるということで進んできました。改めてここの議運のメンバーとしての意見を申し上げたいというふうに思います。

今研究会の中で、この区民の意見聴取についてどうなのかという多くの委員の皆さんから議論がありました。今の段階で、これで議論を打ち切ってしまうのかどうかということになってくると思うんです。まだ改選を迎えるまでに時間があるわけですよね。そもそもこの提案の趣旨というのが、改選を迎えるこの時期に一定の結論を得るべきであるという提案が議会制度研究会にあったためにこの議論を進めてきた。しかし、研究会の中では結論が得られなかったということから、そこまで研究会が預かり、今後、これを議運にというふうに私はあくまでも理解しています。議運でどうするかということをやっぱりしっかりと議論して、改選を迎えるまでにどうするかというさらなる努力をするべきだというふうに思うんです。

具体的には、そのためには区民の意見を聞こうという大半の意見があったというふうにうちの桜井（純）委員からも聞いておりますし、また、私が桜井（純）委員からその研究会がこうなったという報告を受けているのは、今木下議員がおっしゃったことと同じでした。この意見聴取についてどうするかということを経験のほうに上げる。合意が得られなかったので議運に上げ、そこから議論するという理解であったというふうに聞いているんです。ですので、やはりこの場で意見を聞く場を設けるといふその努力を議運として行うべきだというふうに思います。

◆羽田 委員外議員 議会制度研究会で、先ほど副座長から報告がありましたように、大変回を重ねて議論をされてきたということを経験すべきだというふうに思うんです。つまり、結果的には両論併記、それからあと、今言われております意見聴取についても両論併記をせざるを得ないという状況だったと思うんです。ですから、それは議会運営委員会としても、あるいは理事会としても、率直に受けとめていただくということを経験としておきたいと思っております。

◆稲垣 委員外議員 私も議会制度研究会に出ていないものですが、五回いろいろ検討されて両論併記だったということになりますが、私自身も研究会のほうには意見



を文書にて出させていただいたわけですがけれども、基本的には議員定数削減ということをするべきであるという考え方を持っておりますけれども、この中で、やはり区民の意見を聞く場を設けるべきじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひご検討いただければというふうに思います。

◆桜井 委員 議員定数の問題につきまして、我が党は、世田谷区の人口がふえているわけですから、議員定数は現状維持をすべきだと主張します。

同時に、区民の意見を聞くということにつきましては、先ほども言いましたように、自民党の第一党の会派から提案されて、一度は合意されて区民の意見を聞こうということになったわけですがけれども、その後で自民党が必要ないということによって変えてしまいました。私はここで言いたいのは、今後、区民の意見を聞く必要がないと言った自民党や政策会議が、議員定数の改定をするという条例提案をすることになって、そのときに区民の意見を全く聞かずに強行するようなことがあってはならないということ強く指摘しておきます。

◆あべ 委員外議員 せっかく議運で話をしているので、つけ加えてちょっと意見を申し述べておきたいと思うんですがけれども、今般、議員定数に関しては、削減という方向性の議論がされてきているわけです。国の動きでは、総務省のほうで自治法の改正等が検討されていて、いわゆる自治法の議員定数の上限撤廃というような動きがあるわけです。そうすると、上限を撤廃するということは、議員の数を減らすというだけの議論ではなくて、議員の数を逆にふやすというようなことも今後はできるということになるわけです。

ということは、定数だけの問題ではなくて、議員の報酬であったり、議員にかかわるさまざまな問題を一緒に検討して結論を得ていかなければならないということだと思っておりますが、改選を間もなく迎えるということでは、どういう議会をつくり上げて、区民の皆さんと一緒に世田谷区の、まさに住民の意見を反映させる、議会

をどのようにつくり上げていくのかというような議論がなくて、ただ削減だと。削減の理論としては、聞くところによりますと、行財政改革の一環として、職員定数を削減していくという中で、議会もそれに合わせて一〇%削減をするんだと、かなり前にそういうコンセンサスをとったんだということを一つの理由に、今回削減の議論だけが進んでいるということに関しては、多少の疑問を持たざるを得ないと思います。

国のほうがそういうことで上限撤廃ということで、自治法の改正によって、各自治体がそれぞれの自治体の考え方として、自分たちの自治体に合った議会をつくり上げるということが可能な自治法改正ということを考えているわけです。そういうことも考えて議会のあり方を検討していくという意味では、これは五回の回を重ねて、議会の中身、定数に関して検討されたということでもあります。私は議会の基本条例等の問題も提言をさせていただいておりますけれども、この議運の組織の下部組織で検討する問題ではなくて、本来であれば特別委員会等を設けてしっかり検討していくべき課題だというふうに考えておりますので、もっともっと議会の中でも検討すべきだし、それこそ区民の皆さんの代表の機関を決める中身でありますから、区民の皆さんの意見等をしっかり聴取して、それで決めるべきだというふうに思います。

以上、意見といたします。

○菅沼 委員長 理事会でもそうなんですけれども、議会制度のほうで、議員定数についてということで、皆さん五回も議論をして、それでまとまっていたいただければよかったんですけれども、まとまらないで報告が来た。それで、理事会も議運のほうも、お手元の資料のようにまとまりませんでしたということを経験した。だから、中身の議論に入ることになると、では、五十がいいのか、五十二がいいのかという話になるわけです。私たちは、せつかく議会制度の中できちっと議論してきたんだから、お手元の資料のように報告が上がりました。それを議運のほうで今報告している。さ

まざまなご意見があると思いますけれども、実際にはまとまらなかったというのが現状でございますから、それを踏まえてご発言をお願いします。

◆あべ 委員外議員 今私が発言させていただいたのは、いわゆる研究会のほうに私は出席をさせていただいていなくて、議運のほうも委員外議員なんですけど、一応意見を述べる場として議運があるわけですから、今までいろいろ意見等を提出させていただいておりますが、今般、議運という場でしっかり意見等を述べさせていただきたいということで発言をさせていただいております。

◆木下 委員外議員 すごく大事な区議会のあり方についての意見について、この場所でせっかくあべ議員から一つの意見が出ているんだから、それを封ずるようなことはやっぱりすべきでないというふうに思います。

私もいろいろ研究会の中で、初めて小会派が参加できるということで、参加して意見もいろいろ述べたんですけども、定数の問題については、議会が終わりのころになってくると定数削減の話が出てきて、十分な合意も出ないままにその削減がなされてきたということがあるわけです。ただ、研究会の中では、議会のあり方であるとか、二元代表制としてのあり方としてどうすべきかという議論があった中で、ただ、もう改選も近いから定数の問題を早急にやるべきだという議論が、結局多数派になって先行して、議論がされて、結局はまとまらなかったということがあるわけです。

問題は二つあって、やはり議会のあり方自体をもっと根本的に考えるべきだということなかなか議会の中で今までされてこなかったと、それが非常に問題だと思うんです。それをぜひ今回も、まとまっていなくても、意見を聴取するということが合意されているわけですから、意見聴取の中で深めていただきたいと、そのことを要望しておきます。

◆稲垣 委員外議員 この意見聴取というか、議研を設けて、当然そこで両論併記だったということですから、議会としていろいろ議論してきたわけです。だから、そういったことを踏まえて区民の意見を聴取するような形の会を設ければ、区民の意見というものもすごく参考になるでしょうし、そこから結論を、例えば議員報酬のこともそうですけれども、そういうような取り組みも検討していただきたいということを意見としておきます。

◆上島 委員 先ほどから諸星委員もおっしゃっていましたが、いわば議研のほうで議員定数についてと区民の意見聴取について、今さまざま意見が出ていましたけれども、それについて皆さん意見を出し合って、結局これがまとまらなくてきょうに至っています。これをまたここで議論するという意見がありましたけれども、自民党としては、これは報告として承って、この後は、この報告を受けて、各会派というんですか、各議員がどう判断するかというところだと思うんです。要するにどういふふうに取り扱っていくかというのは、それは議運で決める、全体で決めるということではなくて、各議員の判断だと僕は思いますので、そういうことで、意見は当然皆さんあると思いますので、それを聞いたとしても、ここで議論をこれ以上しても僕は変わらないんじゃないかなということで、きょうのところは議論はもうこれで締めていただきたいと思います。

◆木下 委員外議員 一言だけ申し上げておきます。議会の定数というのは区民の権利に関係することですから、軽々にやっぱり考えていただきたくないと、そのことだけ申し上げておきます。

○菅沼 委員長 さまざまなご意見、ありがとうございます。これは、先ほど申しましたように、議会制度で議論をし、それで議運のほうに両論併記で上がってきたというお手元の報告のとおりでございますので、議会制度研究会での議論の経緯を受け止

めるということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅沼 委員長 そのように決定させていただきました。

以上で議会制度に関する検討についてを終わります。

---

○菅沼 委員長 その他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○菅沼 委員長 3次回委員会は十一月十六日火曜日午前十時から開催することといたしたいので、よろしくお願いいたします。

---

○菅沼 委員長 以上で議会運営委員会を散会いたします。

午前十一時二十六分散会

---

署名

議会運営委員会

委員長